

## 誰が設置すればいいの？

住宅の関係者(所有者、管理者又は占有者)と定められています。  
従って、住宅の所有者、管理者又は占有者に設置義務があり、自己所有の住宅については所有者が、賃貸住宅などは家主又は借家人の双方に設置義務があり、双方が協議して設置することとなります。

